

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年6月21日)

○ 樋口龍馬委員長

お疲れさまでございます。本会議開会中の大変お忙しい中、このようにお時間をとっていただき、ありがとうございます。

本日は日置委員欠席ということをお伺っております。

それでは、ただいまよりスポーツ振興条例調査特別委員会を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、実はちょっと皆様におわびをしなければいけないことがございます。本日配付させていただいている専門的知見の活用に関する資料なんでもございますが、本来ですと皆様にお示しをさせていただいた後に公のものにしていくというのが正しい筋なんでもございますけれども、実はその専門的知見の活用を代表者会議に諮っていく際に、資料に不足が見られるというようなご指摘を賜りました。そんな中で、議長と確認をさせていただきまして、今回お示しさせていただく案について、まだ委員会の中では諮っていないものだということを前提に置いていただいた上で、参考の資料として代表者会議に示させていただいております。

本日この案につきましてもんでいく中で、もちろん多少の変更が出てくる部分もあろうかと思いますが、このところにつきまして私の不徳のいたすところということでおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、これからも皆様のご意見を最優先にしながら進めていきたいという思いには変わりはありませんので、ぜひご協力をいただきたいということをお願い申し上げまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、配付資料の確認を事務局のほうからお願いをいたします。

○ 岡田議会事務局主幹

事務局から説明させていただきます。

座って失礼させてもらいます。

まず、事項書、続きまして、スポーツ振興条例調査特別委員会における条例素案検討項目という1枚の表になったもの、こちらのほうが一つ目の資料になります。

続きまして、仮称四日市市スポーツ振興条例逐条解説（案）の修正箇所ということで、前回までにいただきました意見を反映させていただいて、修正を加えた資料、5ページの

冊子になっております。

続きまして、仮称四日市市スポーツ振興条例（素案）の逐条解説つきということで、冊子になったものですね。こちらは前回の委員会で配付させていただいたものと同じものになります。

続きまして、四日市市スポーツ振興条例制定に係る調査研究業務委託仕様書ということで、仕様書の案と、次のページに委託金額についての資料がついてございます。

続きまして、専門的知見を活用した四日市市スポーツ振興条例制定に係る調査研究業務委託についてということで、4ページの冊子になります。

続きまして、スポーツ振興条例調査特別委員会の行政視察行程表の案になります。

続きまして、四日市市スポーツ表彰の体系ということで、教育委員会さんから表彰と激励金の3ページの説明資料になります。

最後に、市議会のスポーツ激励金ということで、3ページの資料になります。

資料の説明は以上でございます。

## ○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

お手元に資料はございましたでしょうか。

では、事項書に従いまして、本日の会議を進めさせていただきたいと考えております。

まず、初めに、条例素案についてというところでございます。

その前に、枠囲いで1番から12番まで振らせていただいている紙をご参考いただきたいと思うんですが、前回皆様からご意見を頂戴した部分について整理をさせていただいたのでございます。

1番、トップアスリートの人格形成、人間性の育成面を条例に盛り込んだらどうかということにつきまして、こういったところにおいては、専門的知見を活用して、調査研究をしていきたいということでございます。

第14条の規定にあるプロスポーツの誘致に関連して、次の世代につなげるためにも運営等に学生やボランティアが参加できるような規定を盛り込んだらどうかというご意見をいただきました。これにつきましても、専門的知見を活用して調査研究を行っていきたいと考えております。

3番目、第7条に関連して、トップアスリートやトップアスリートを目指す人の雇用を

促進するような内容を条例に盛り込んだらどうかと、こんなご意見もいただきました。こちらにつきましても、専門的知見を活用しながら先進事例を勉強していきたいと考えております。

第13条の解説に、医療面からのサポートをできるコーチングの視点を入れてはどうかというようなご意見も賜っております。こちらにつきましても、専門的知見を活用して調査を行っていきたいと考えておるところでございます。

5番目、四日市のスポーツの50年先、あるべき姿についての視点が弱いのではないかと。こちらについても、専門的知見を活用していきながら、あるべき姿というものを酌み上げていきたいと考えております。

第4条、市は適切な予算を講ずる等の文言を入れることを検討してはどうか。こちらについても、先進事例であったり可能性について確認をしながら、専門的知見を活用して調査をしていきたいと考えておるところでございます。

もちろん、これらの専門的知見の流れを受けて、さまざまな条文化を図っていくという点については、この特別委員会のメンバーでもって作り上げていくものだというふうに考えておるところでございますので、これらのものを専門的知見としてお願いをして、条文が上がってきたものを承認していくという形ではないということをご理解をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

7番以降につきましては、私どものほうで即時対応できるものについて対応させていただきましたので、ご説明を申し上げます。

7番、第8条、「市民」は「市民等」とするべきではないかということについてでございます。ここからは5枚つづりになっております仮称四日市市スポーツ振興条例逐条解説（案）修正箇所というものを確認していただきながら進めてまいりたいと思います。

この資料ですが、全ての逐条解説に対応したのではなくて、修正箇所のみを列挙したものというふうになってございます。また、本日その次に用意させていただきました逐条解説つきの素案につきましては、前回配付した資料と同等のものでございます。本日この修正を皆さんで確認していただいた後に、修正箇所については逐条解説本体に入れていきたいというふうに考えておりますので、こちらをあわせてご了承ください。

1枚はねていただきまして、1ページ目に第8条とございます。

こちらの解説文中、4行目、後段部分、「市民の意見を」とありましたものを「市民等の意見を」というふうに「等」を追記させていただいてございますので、ご確認お願いし

ます。

また、上の破線部分、第8条第2項「市は推進計画を定めようとするときは、市民等」ということで、こちらにも「等」を追記させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、8番目、第9条に関連して、「観る」ものが「体感できる」といった視点からの施設整備の考え方も必要ではないかという部分に対応する形で、2ページ目、解説に文言を追加させていただきました。第9条の解説中、5行目以降、「また、市民の観るスポーツを推進する観点から、選手と観客の一体感が強く感じられるような環境整備を行うことも重要です。」と文言を追記させていただいております。

続きまして、第13条でございます。指導者の確保及び育成の解説部分、「近年」の部分、これを現状をあらわすのではなく、今後あるべき姿に変更してはどうかというご意見を頂戴しておりましたので、こちらについても文言の修正を行わせていただいております。3ページでございます。3ページの「さらに」から読ませさせていただきますね。「さらに、学校、スポーツ団体等の指導者等が相互に連携し、継続的かつ充実した指導を行うことができるよう必要な施策を講ずるものとしています。これは、中学校における部活動の充実や課題解決に向けた対応策のひとつとして外部指導者活用の道筋を開こうとするものです。」と文言を変更させていただいております。

続きまして、11番目、前文案にある「一生懸命さ」と「誰もが、携わり親しめるスポーツ」という点が矛盾をしているのではないかという点につきましてご意見をいただいたんですけれども、こちらにつきましては、まだ、前文を鋭意作成しておりますので、また、これは進捗を皆様にご報告させていただきたいと思っております。

具体的に言いますと、今1200字ぐらい書いたんですけれども、まだちょっと皆様にお示しできるような体裁が整ってございませんので、それを整えつつ、また、折を見て報告させていただきたいと思っておりますが、「一生懸命さ」及び「誰もが、携わり親しめるスポーツ」という点については、私の中で整理をしながら、今、執筆をしているところでございます。ご了承ください。

ごめんなさい、ちょっと飛ばしてしまいました。見直し規定の追加についてという部分で、4ページのところに見直し規定を追加させていただいております。第16条といたしまして追記をさせていただいておりますので、読み上げます。「第16条、市長は、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正そ

の他の適切な措置を講じるものとする。」解説部分です。「本条では、条例の見直しについて明記しています。これは、最近の社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化が急であり、市民の皆さんの意識や取り組みも変わりつつあるために規定したものです。これに対応するため、市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が適切かどうかを検討するものとしています。検討の結果、条例の改正などの必要があれば、適切な措置を講じるものとしています。また、四日市市スポーツ推進基本計画の期間は、この条例の見直しにあわせて5年間の計画年次で策定されることとなります。」というふうに見直しの規定を追加させていただいております。

最後のページになりますが、これは条項ずれでございます。第16条の見直し規定を追加したために、委任の部分を第16条から第17条に修正をさせていただいております。

最後、12番目なんですけど、第15条の顕彰に関連して、もう少し整理したらどうかということで、調査をするということだったんですが、本日、資料を準備させていただいております。

こちらの最後のほうに確認をしていただいた四日市市スポーツ表彰の体系というものとスポーツ激励金の市議会の部分を資料としてご用意させていただいておりますので、こちらについて理事者のほうから説明をお願いいたします。

また、市議会のほうにつきましては理事者の方が説明する部分ではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

では、課長、よろしくお願いいたします。

## ○ 川森スポーツ課長

スポーツ課、川森でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、四日市市スポーツ表彰の体系についてという資料についてのご説明をさせていただきます。

まず、左側に名称としまして、それぞれ五つの区分で表彰をさせていただいているところでございます。それぞれの区分の対象者につきましては、ごらんとおりでございますので、ご一読をいただきたいというふうに思っております。

それぞれの区分の賞は、荣誉賞につきましては、顕著な成績をおさめられたその後、随時表彰をさせていただくということにさせていただいておりますし、それから、功労賞と有功賞につきましては、スポーツフェスタの折に表彰をさせていただいております。

それから、栄光賞と奨励賞につきましては、毎年5月に行われます体育協会の総合開会式にて表彰をさせていただいているものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、スポーツ奨励金交付基準というものがついていると思いますが、そちらのほうをごらんいただきたいというふうに思います。

まず、スポーツ奨励金につきましては、国際大会や全国大会等の出場に際しまして、市内在住の選手及び引率者、監督、コーチ等に対して支給をしております。また、高等学校の選抜大会及び大学のインターカレッジにつきましては、学校長に対して交付しているというものでございます。

それぞれ国際大会につきましては、基本は1人2万円、それから、全国大会につきましては1人5千円というふうにしておりますが、国際大会の中でも特にオリンピック、パラリンピックにつきましては、1人5万円という形で規定をさせているところでございます。

3番の適用除外でございますが、1番から4番までそれぞれ、このスポーツ奨励金を支給しないということで四つのものを示させていただいているところでございます。

そして、もう一枚はねていただきまして、スポーツ奨励金の実績額についてというのを示させていただいております。それぞれ全国大会あるいは国体、高校選抜、そして国際大会というような形で、それぞれの内訳を入れて、平成25年度から平成27年度までの資料をつけさせていただいております。今年度もそうなんですけれども、特に平成27年度から、奨励金の支給につきましては、件数がふえてきておりますし、その実績額もそれに呼応してふえてきているというような現在の状況でございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 樋口龍馬委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

今後の進め方なんですけれども、今、理事者のほうから説明がございました部分に関する質疑だけ、まず受けさせていただきまして、後ほど整理をかけさせていただきたいというふうに考えております。

ご説明いただいた点につきまして、ご質疑等ございます方ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

#### ○ 森川 慎委員

この金額というのは、もうずっと長年こういう状況なんですかね。どのように決まっているのでしょうか。

○ 川森スポーツ課長

申しわけございません。前回、金額を改定をさせていただいた時期がいつかというのは、ちょっと今、資料を持ち合わせておりません。

ただ、1点、オリンピック・パラリンピックに関してのものにつきましては、5万円という形に変えさせていただいたのは今年度からでございます。

○ 森川 慎委員

これを決める権限というのはどこにあるんですか。

○ 川森スポーツ課長

私どもの教育委員会の中で決めさせていただいております。

○ 森川 慎委員

今後、増額なりというお考えは今のところはないですか。

○ 川森スポーツ課長

私どもは十分にそうしたいというふうに考えておりますけれども、いろいろの諸般の状況もございますので、すぐこれを上げていくというふうな状況には至っておりません。

○ 森川 慎委員

わかりました。

○ 早川新平委員

逆に、これ、平成27年度は1300万円ぐらいだよな、ざっと見ると。

○ 川森スポーツ課長

一番左が決算額の総額でございますので、652万円ということですよ。



○ 早川新平委員

これ、伸びてきていますわな、平成25年度から平成27年度、この3年間を見ても。ふえていく可能性があるんやけれども、上限というのは決めていなくて、この要綱にしたがってやっておるということなんやな。

○ 川森スポーツ課長

そのようにしております。したがって、例えば平成27年度でありますと、予算を超えていましたけれども、現状のところは、予算を超えてしまいますと、流用させていただいて対応させていただいたところでございます。

○ 早川新平委員

次のところのページのほうがええかもわからん。前、高校野球にやっておるのは100万円やったっけ。

○ 川森スポーツ課長

そのように聞いております。ただ、この10年、四日市から高校野球の全国大会に出てはいないということでございます。

○ 早川新平委員

これは、なぜ高校野球が100万円だね。サッカーとか、高校野球だけ特別視なのかなというのが、前から思うておったんやけど、その理由を教えてほしい。

○ 川森スポーツ課長

先ほど申し上げました100万円というのは、この規定がつくられる前の段階でございます。現在においてはその規定はございません。したがって、サッカーと野球の違いも、現在においては説明することができない。

多分当時も、高校野球だけというのはおかしいという議論はあったんだろうというふうに思います。したがって、その分をもう削除したような形になっているというふうに思っています。

○ 早川新平委員

オーケーです。

○ 樋口龍馬委員長

現状に照らして修正をしていただいているという説明がなされました。

他にご質問、ご意見等ございます方。

○ 三木 隆委員

2 ページ目の支出状況の平成28年3月の選抜大会の49万5千円というのは野球ですよ。

○ 樋口龍馬委員長

そちら、市議会の資料になりますので、理事者のほうに質問をしても、ちょっと答えは返ってこないのかなということ。

○ 三木 隆委員

失礼しました。

○ 加納康樹委員

それは選抜大会もろもろ全部ひっくるめてのことです。選抜があるものは野球だけじゃないので。

○ 樋口龍馬委員長

三木委員のほうから質問がありました平成27年度ものに関しましては、全ての選抜大会についての総額ということで、市議会側からの答弁があったところでございます。

他にごございますでしょうか。

○ 萩須智之委員

教えてください。インターハイが適用除外に入っているんですが、最後の高校選抜というのはインターハイ以外での大会なんですか。お願いします。

あと、インターハイが入っていない理由もお願いします。

以上です。

#### ○ 川森スポーツ課長

インターハイにつきましては、県のほうからも支出があるというふうに聞いておりますので、この部分については適用除外をしているというふうな状況でございます。

それから、選抜大会というのは、先ほどちらっと加納委員のほうからもご説明があったかと思いますが、いろんなスポーツにおいて選抜大会というものは行われておりますので、それについては対象にしているというものでございます。

#### ○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

#### ○ 樋口龍馬委員長

はい。よろしかったでしょうか。

ちょっと私も申し添えるのを忘れておりましたが、皆さんの今の質問は枠の中からはみ出していないというふうに判断はしておるんですけども、あくまでこの運用規程をどうのこうのという話については教育民生常任委員会の所管部分になりますので、こちらでは確認をして、調査研究しているということで、ご要望等はないようお願いをいたします。

他にございますでしょうか。

#### ○ 中川雅晶委員

ちょっと確認したいんですね。

大学のインターカレッジは、学校長に交付するというふうになっているんですが、少し前の交付基準は、インターカレッジも対象外になっていた。大分古いんですけど、今見たら平成22年の交付基準では、対象適用除外のところに高等学校のインターハイ及び選抜大会、大学生のインターカレッジとなっているんですが、これ、支出をする場所が変わったということなんですかね。

まあ、いいですね。

○ 樋口龍馬委員長

また、個別に資料の請求をしていただいたらなというふうに思うところでございますので、よろしく願いをいたします。

他によろしいでしょうか、この件につきまして。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。

またこの枠の資料に戻らせていただきたいと思いますのですが、この資料にしたがいましてお話を進めてさせていただいてきたところでございますが、この1番から6番までの項につきまして、専門的知見を活用していきたい旨の正副委員長案を示させていただきました。その部分につきまして、関連して進めてまいりたいというふうに考えております。

資料のほうなんです、まず、仕様書とございます。2枚つづりのものでございます。見つかりましたでしょうか。上に二重の括弧がついていて、案とございまして、四日市市スポーツ振興条例制定に係る調査研究業務委託仕様書ということで書かせていただいております。

皆さん、ご確認いただけたようですので、進めてまいります。

まず、仕様書のところをごらんいただきたいと思います。件名でございまして、四日市市スポーツ振興条例制定に係る調査研究業務委託というふうにさせていただきます。

目的といたしまして、本業務は、四日市市議会スポーツ振興条例調査特別委員会において、条例の調査研究過程において課題となった事項について、専門的知見を活用して調査研究を行うとともに、必要な助言を得ることを目的とするというふうに目的を設定させていただいております。

場所についてでございますが、業務委託の場所といたしましては、まず、四日市市議会に進捗状況を報告していただく回数を1回、最終報告をしていただく回数を1回と定めていただいて、計2回、この議会の場に足を運んでいただきたいと思いますというふうに考えてございます。

また、調査の研究は三重大学であったり、必要なときに応じて先生どもには動いていただいて、調査を進めていただきたいと思いますというふうに考えてございますので、業務委託の場所

といたしましては、四日市市議会、三重大学ほか、と示させていただきます。

委託の期間についてでございますが、こちらは前回確認をさせていただいております。契約を行った日から、平成28年11月30日までというふうにさせていただきます。これは12月の定例会議のほうに条例の案を示していく上で、11月中にはこの報告がまとまっていないことには物事が動かないということで、この日を切らせていただいております。

続きまして、業務の内容、方法については、前回、口頭ではご確認させていただいておりますが、文章として示させていただきますので、読み上げます。

条例素案に係る課題事項の調査研究の1番目いたしまして、四日市市議会スポーツ振興条例調査特別委員会で確認された課題事項について調査研究を行うと定めさせていただき、先ほど1番から6番で整理させていただきました競技水準の向上とトップアスリート育成に対する先進的取り組み、プロスポーツの誘致・育成による地域活性化の好事例、民間スポーツビジネス・スポンサーシップと公共の関わり方、科学的見地から見たスポーツによる健康の増進、今後の四日市のスポーツのあるべき姿、将来像についてというところでございます。

特別委員会への報告等についてという部分、こちらはもう先ほど少し触れさせていただきましたが、特別委員会へ2回出席をしていただき、進捗に応じて専門的知見からの助言をいただくというところでございます。

また、報告書の作成を上記に伴って行っていただくというふうになっており、支払い方法については完了払いとさせていただきますというふうにしております。

こちらのほうをご確認いただきまして、皆様と協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございますが、このあたりにつきまして、形にしてお示しさせていただくのは本日が初めてでございますので、皆様からも活発にご意見をいただきまして、まだ、もちろんこの仕様については、向こうの先生にもお示しをしてございません。

また、主導的に調査を行っていただく杉田先生につきましては、スポーツ科学の専門家ということで、トップアスリートであったり科学的見地についてはお詳しい方なのですが、私どものほうから、広く市民にスポーツに親しんでいただきたいという思いも強いんだということをお話しさせていただいたところ、大隈准教授をスポーツ社会学の先生としてつけていただいているということもあわせて、改めて確認させていただきたいというふうに思います。

この件につきまして、ご意見等ございます方、挙手にてお願いをいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長が先ほどおっしゃったとおり、専門的知見を我々は参考とさせていただいて、これはちょっと確認なんやけど、せっかくいただいたものをこの条例の中に生かしていくというのは当然なんだけど、生かし切れない場合もありますよね。冒頭言われたとおり、参考にするという、あくまでもそれでいいんですね。例えば、この教授さんに研究していただいたものがそのまま生かせないということもあるかもわからないということは踏まえた上でということによろしいですね。

○ 樋口龍馬委員長

業務委託といたしましては、私たちが主導でございますので、もちろん参考とさせていただき、十分に活用させていただくということでございまして、先生の研究の披露の場ではないというふうに理解しておりますので、笹岡委員の言われるとおりで結構でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

了解です。

○ 早川新平委員

冒頭からちょっとずっと危惧しておったんやけどさ、前文のところで、市民の誰もがいつでもどこでもいつまでもという、どっちかという底辺のスポーツで、委員長が最初に、専門的知見を活用するって言ってみえた杉田教授なんかはアスリート対策なんやな。この条例の中にこれを入れていくの、非常に難しいなと思って、片っぱでは専門的で。

ちょっと川村議長とも話しておったんやけど、アスリートとなると国の施策に入ってくるので、それをこの推進条例の中でというのは、非常に難しいところで、やっぱり専門的知見を使って、そこのところはすみ分けというかな、そこが、僕は一番危惧するところかなとずっと思っておるのやけどね。

たしか1回目のときにも、健康遊具って四日市の公園にずっと置いてあるよと。高齢者が普通やと使うんやけど、あれもスポーツの一環、健康遊具というのかな、健康器具とい

うのか。

だから、そういったものまで踏まえていくと、いつでもどこでもいつまでもという趣旨と、トップアスリートというところのすみ分けというのが非常に難しいなど、物すごい危惧しておるんやけどね。

## ○ 笹岡秀太郎委員

そういう意味でいうと、国が担うこと、県が担うこと、市が担うこと。この研究をしていただく先生には、例えば我々と同じような地方自治体、市単位のところでやっている事例とか、そういうところをお示しいただければありがたいなという気がするんですけど、例えば国とか県あたりのものを持ってきていただいても、我々としてはそれを活用しようがないのでという思いが、早川委員のおっしゃる意見の中に入っているのかなという思いがするんやけどね。意見です。

## ○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思いますし、トップアスリート養成条例ではございませんので、どこまで行っても、四日市市民が広く誰でもどこでもいつでもいつまでも取り組めるスポーツ、そして健康増進についてもというところで、調査項目の4番の中にも含めさせていただいておりまして、ただ、どうしても我々の中で専門的に知見がないものという話になってしまいますと、例えばプロスポーツをどうやって誘致するんだとか、トップアスリートを育てるってどういうことなんだと、こういうところには専門的な知見を要する部分が多いのかなというところがございまして、幾つかの項目にトップアスリート育成みたいなものが絡んでいることは間違いない部分ではございますけれども、この調査項目の中で科目が上がっているから、すべからく、そのウエートがそのまま条例の中に盛り込まれるかという、それは私はちょっと違うのかなというふうに考えておるところでございますので、心配に及ばないというふうに力強く言うところではございませんけれども、皆様とともに調査研究項目を精査しながら条例に反映させていただくということでございますので、そのところはご了承いただいて、ぜひ活発にご意見を交わしていただきながら、何よりも31万市民、皆がすべからく歓迎する条例になっていくようなものに仕上げたいと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

他にございましたか。

### ○ 中川雅晶委員

もう、今までの議論のとおりやと思いますので、子供から中高生、それから本当にもうプロを目指すようなトップアスリート、また、高齢者も含めて、じゃ、どれに視点を当てていくかというのは、なかなか難しいとは思いますが、トップアスリート条例じゃないと言われたら、もう本当にそのとおりやと思いますし、ただ、でも、その光もありますよというところをやっぱり少し入れていくというのも必要なもので、そういう意味から、今回、もう本当にトップアスリートのサポートをされている教授と、それからスポーツ社会学の准教授というのは、なかなか妙を得ているのかなと私は思っていますし、逆に本当にこれを委員長が意図としてされたんやったら、大したもんやと思うんですが、こういう教授と准教授の二人で意見交換をしながら、確かにスケジュール的にはハードで、本当はもう少し時間の余裕があったほうがいいかなとは思ったんですけど、ただ、でも、先ほども笹岡委員からありましたように、この条例をその先に生かす、生かし切れない部分もあったりとか、その次に委ねるものもあるかもしれないですけども、それでも本市の条例の中では非常に参考になるものを出していただけないかなという期待をさせていただくと、それから、もう一つ要望としては、これからの時期は教授はなかなか忙しいでしょうから、准教授にはもう一回ぐらい来ていただいて、議論してもいいのかなと。それぐらい努力をいただくことをお願いして、よろしく願いいたします。

### ○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

そういった点も踏まえまして、さまざまな意見交換を交わしながら、四日市市議会の思いも先生のほうには伝えていきたいなというふうに考えておるところでございます。

他にございますでしょうか。この専門的知見の活用という点で、1番から5番までの項目を委託しようとしております。この点につきまして、ご意見等ございます方、挙手にてお願いいたします。

### ○ 荻須智之委員

近いところで、こういう立派な先生が見えるということで、私はこれは本当にいい機会



を与えていただいていると思います。

ただ、この近くで愛知教育大学とか名古屋大学もあるんですが、樋口委員長が吟味された中でこの先生がよかったという点を、個人的なご意見でいいんですが。

それと、先ほど意見をいろいろ出していただいたんですが、やはり私は、ある程度専門性のある、トップアスリートに携わるぐらいスポーツを掘り下げた人が見るという点も必要かなとは思いますが、そういう点では、このお二人の組み合わせはすごくいいと思います。

以上です。

## ○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この選定に当たりましては、実は事務局のほうで探していただいたんですね。正副委員長が教授のお姿もわからないまま契約を結ぶというのはどうだろうかという話になりまして、一度お目にかかろうということで伺ってまいったところでございます。

事務局といたしましては、県の条例制定に非常にご尽力されたというのが選定の第一理由でございました。私も副委員長も一度お目にかかってまいったところ、何はなくとも四日市のためだったら一肌脱ぎたいという強い思い、こちらにも感銘を受けましたし、先般来お話があるように、河原田出身の先生でございますし、実は日置委員ともどうもご関係が深くいらっしゃるようで、日置委員からも、とてもいい方を選んでくれたねというお話をいただいているところでございます。肩をたたかれまして、まあ、これ以上の先生は、見つからんにというふうに日置委員には力強く言っていただいて、自分も確信を深めていったところなんでございますけれども。

その打ち合わせの中で、市民全般に係るスポーツというものを、私たちは重く置いて見ていきたいんだということも話させていただきました。だったら、僕だけじゃだめだねと、その准教授もお招きすることで、よりいいものに仕上げましょうよと、そんなご提案までしていただいたところで、大変いい方だなというふうに思いながら、なるべく距離を詰めて、少しでも我々の思いが反映できるように、津にも何回か通おうかと思っていますので、もし、お手すきの方、お見えになりましたら、大門まで一緒に歩いていくということも考えていただければなど。三重大学ではなく、大門に歩いていきたいというふうに思っておりますので、そのあたりもご了承いただいて、距離感を詰めていきたいというふうに思っ

ておりますので、ぜひご協力をお願いします。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

はい。他にございましたら。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、この仕様書の案につきましてご確認をさせていただきたく存じます。

ただ、確認をする前にもう一点、仕様書を1枚はねていただきますと、委託金額の積算について示させていただいた案でございます。あわせて諮らせていただくのが、この場合、スムーズかと思っておりますので、この際、確認をさせていただきたいと思っております。積算につきまして説明を申し上げます。

まず、調査研究費として27万1700円、この内容につきましては条例素案に係る課題事項の調査研究となっております。先ほどご議論いただきました1番から5番を含めるものがございます。

内訳といたしましては、大学教授を19時間を拘束させていただくということで、1時間8100円で計算をさせていただき、計15万3900円というふうになっております。また、准教授には、これは大変申しわけないんですが、教授と准教授では国の基準がございまして、1時間6200円ということで、計11万7800円というふうになっております。

19時間の根拠でございますが、1番から5番までを3時間ずつ検討していただくと15時間になり、また、特別委員会に2時間出席を2回していただきますと19時間になるという根拠で積算をさせていただいております。

旅費でございますけれども、往復980円掛ける2回掛ける2名で3920円ということで、皆さん見ていただいておりますように、特急料金も出ていないということでございますので、よろしくお願いをいたします。

需用費といたしまして、例えば資料をまとめていく上で等々、必要なお金があるのでは

ないかということで、消耗品費として2万円、資料の購入費として3万円を計上させていただきます。

役務費として、電話等していただく部分もございますので、2千円を載せさせていただきます。

報告書の作成費といたしまして8万5800円、内訳は、先ほども挙げました大学教授、大学准教授の国の規定に基づきまして8100円、6200円をそれぞれ6時間ずつしていただくという根拠になっております。

この計が41万3420円、こちら、税抜きでございますので、税込み額として44万6493円という積算をさせていただきます。

これにつきましては、三重大学を通すか通さないかというお話も前回させていただいたんですけれども、今回は副業の申請をしていただいて、兼職という扱いで個人で受けていただくという形が最も皆様に金額がお示しさせていただきますやすいということで、その形をお願いしてございます。

この金額面も含めまして、皆様からご承認をいただければと思いますが、金額面の話は今させていただきますので、この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、預かりたいと思います。

#### ○ 早川新平委員

大学通して払うのと、個人とでどっちが安い。

#### ○ 樋口龍馬委員長

これに関しましては、ちょっと事務局のほうでわかる部分はありますか。

じゃ、事務局、お願いします。

#### ○ 渡部調査法制係長

申しわけございません、大学の側に見積もりを依頼してはいないもので、一般的なお答えになろうかと思うんですけれども、大学は国立大学法人でございますので、そこを通すと、管理経費とかもろもろの経費が上乘せされていくものと思われれます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

お聞き及びのとおりです。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。よろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

めちゃくちゃ細かいんですけど、縦に向かって、金額（税抜）の表示をしてもらっていますけど、これ、全部税抜き。旅費は税込み。どういう計算でした。

○ 樋口龍馬委員長

事務局、お願いします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

公共工事と同じような考え方でございまして、基本的には積算の場合は全て税抜きで計算をします。その上で請負工事、委託契約ともども最終的には消費税を掛けて業務委託として契約を締結すると、このような流れになっておりまして、整理をさせていただいたところでございます。

○ 加納康樹委員

ごめん、今ちょっと計算しようとして間に合わなかったんだけど、じゃ、その最後、今のでいくと、8%掛けているのは、3920円のところは掛けていなくて、あとのところを掛けたのが、アスタリスク税込みの金額になるという、そういう意味で。

○ 渡部調査法制係長

先ほどお尋ねの旅費でございますけれども、こちらも含めて消費税が掛けてございます。

○ 加納康樹委員

それ、話おかしくならない。

○ 樋口龍馬委員長

消費税の考え方について、事務局。

○ 渡部調査法制係長

そうですね、一般的な計算をしましたけれども、確かにこちらの往復980円の中には、既に消費税がかかっておりますので、済みません、訂正して、その分は控除させていただきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

恐れ入りますが、今の修正点を含めましてご検討いただければというように思いますが、何かございます方、お見えになりましたら、挙手にてお願いいたします。

○ 中川雅晶委員

往復980円ということは、旅費規程では特急料金でないんですよね。それは旅費規程で乗車券だけなんですかね。

○ 渡部調査法制係長

こちらは、三重大大学の最寄り駅が江戸橋駅ということで、江戸橋駅ですと特急料金が出ない状況でございます。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

もろもろの事情で特急料金は含まれていないということでご了承いただきたいと思いますが、他にございます方。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。では、こちらの仕様書及び業務委託の金額につきまして、皆様の確認をさせていただきたいと思います。

この仕様内容、そして、先ほど修正を一部加えていただきました委託金額で進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この確認させていただきました内容につきましては、6月29日に代表者会議が予定されておりまして、そちらに送らせていただき、今議会にて議決を賜るよう上程をしていくという流れをとらせていただきたく存じますので、よろしくご了解をお願いいたします。

続きまして、7番から12番までの項でございます。先ほど修正点について、口頭で説明をさせていただき、資料も確認していただいたところでございます。

この点につきまして、修正のありようであるとか、文言の言い回しであったり、特に気になる点がございましたら、ご意見いただきたいんですが、一度ここで休憩を30分までとらせていただき、その休憩時間も利用していただきながら、ご確認をいただくという格好をとらせていただきたく存じます。

実は、中川委員の後ろにある時計なんですけど、3分ほど進んでおりまして、皆様のお手元の時計で2時30分に、こちらの会場で会議再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

14 : 15 休憩

---

14 : 30 再開

○ 樋口龍馬委員長

それでは、会議を再開いたします。

先ほど休憩前にお話しさせていただきましたが、7番から12番の項につきまして、まず、ご議論を賜った後、特段そちらのほうで議論が出尽くしましたら、その他の部分についても、皆さんから聞き取りを行っていきたいというふうに考えております。

それでは、自由にといとなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、7番からいきたいというふうに考えております。

第8条、「市民」を「市民等」に修正させていただきました点につきまして、この形ではよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、7番については確認ができたということで、逐条解説の中に反映をさせていただきます。

8番、「観る」ものが「体感できる」といった視点からの施設整備の考え方について文言を追加させていただいております部分につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

○ 早川新平委員

「体感」という言葉がふさわしいんやろうか。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

一体感か。「体感できる」ということですか。

○ 樋口龍馬委員長

ご意見は、体感ができるという、体感、体験ができるようなというご意見がいただいていたんですけども、その中で整理をさせていただきますと、市民の「観る」スポーツを推進する観点から、運営側に市民の方がかかわっていただきやすいような解説をつけるべきではないかというようなご意見でございましたので、選手と観客の一体感が強く感じ

られるようなということだと、吹田市のスタジアムの話も出してもらいましたね。間近でスポーツをとということがございました。そういったものを感じられる、体感できるような場所をとということで、一体感という表現に変えさせていただき、表現をさせていただいたところがございます。

(発言する者あり)

#### ○ 中川雅晶委員

これでいいと思うんですけど、これとは関係ないんですが、条文の中のここも「市民」、その「市民」の使い方が、「市民等」とは違うというのはよくわかるんですけど、これ、どうなんですかね、「市民等」に統一するべきなのか、それともここはそういう意味ではない「市民」という形で、条文としておくべきなのか。最初に定義をされているので、どうなのかなというところは、また整理していただければいいかなと思うんですけど。

ちょっと読み方によっては「市民」というところでもわかるんですけど、「市民」となると四日市市民に限定されるので、わざわざその定義じゃない「市民等」という定義がされているので、「市民等」にしておいたほうがわかりやすいかなと私は個人的には思うんですけど。

#### ○ 樋口龍馬委員長

逐条解説の中にごございます第2条第1項の部分、「市民等」というところで「本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。」というふうに定義されておりますので、「市民」という文言は、「市民等」に極力統一するほうが好ましいのではないかというご意見でございます。

こちらについては一度整理をさせていただいて、正副委員長案として、また次回示させていただきますたく存じます。

他にございますでしょうか。

(なし)



○ 樋口龍馬委員長

では、ないようでしたら、8番の「観る」ものが「体感できる」といった視点からの施設整備の考え方も必要ではないかという点については、この文言を加えさせていただくという形で。

○ 森 康哲委員

「一体感が強く感じられるような」って、「強く」って要りますかね。

○ 樋口龍馬委員長

「強く」の扱いについてですか。

○ 森 康哲委員

ええ、「一体感が感じられるような環境整備を行うことも重要です。」と柔らかく言ったほうがいいかなと思うんですけども。

○ 樋口龍馬委員長

このご意見は、たしか中川委員からいただいた部分だと思いますので、この「強く」について。

○ 中川雅晶委員

おっしゃるとおりで、森委員に賛成です。

○ 樋口龍馬委員長

では、解説文の追記文章中、文言「強く」を削除させていただき、逐条解説の中に入れてさせていただきたく存じます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように修正させていただき、追記をさせていただくという方向でナンバー8

に關しましては、確認がとれました。

次、9番目、第13条、指導者の確保及び育成の解説部分で、「近年」、この以降の部分を現状ではなく今後の姿に変更してはというところがございます。

3ページ目の「これは」以降のところでご確認をいただきたいと思います。

こちらのご意見をいただいたのは、笹岡委員からいただいたのかなというふうに記憶しておるんですが、いかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

言いました。

○ 樋口龍馬委員長

よろしいでしょうか。

○ 森川 慎委員

これ、小学校はいいですかね、部活動。

○ 樋口龍馬委員長

小学校の部活動は、5年生以降でやっているところとやっていないところがございますので、これは中学校でいいのかなというふうに思います。

○ 森川 慎委員

ああ、そうですか。わかりました。

○ 樋口龍馬委員長

小学校の部活動というのは、いろいろあるところもあるんですが、お茶だったりドッジボールだったりゲートボールだったり、いろいろあるんですが、中学校部活動というところと小学校部活動というのは性質が大きく異なりますし、週に一度しかございませんので、この件につきましては中学校で統一させていただきたいと思います。

他にございます方。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、ナンバー9につきましては、この文章はこの文言どおり追記をさせていただきたいと思います。第13条はこちらで閉じさせていただきます。

続きまして、追加をさせていただきました見直し規定についてでございます。この見直し規定につきましても、笹岡委員からご提案いただいた部分でございましたので、特に何かございましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

○ 中川雅晶委員

これは、主語が「市長は」になっているんですが、もちろん市長は当然の話なんですが、これ、議会はいいんですかね。議員発議なので、「市長並びに議会は」とか、議会も主語の一つに入れておいてもいいんじゃないかなと私は思うんですが。

○ 樋口龍馬委員長

この件につきましては、実は正副委員長の打ち合わせの中でも少し議論をさせていただいたところございまして、そのときはあくまで市長部局が動かしていく条例なので、市長という主語で置くということで整理させていただいたんですけれども、本日の意見を受けまして、一度持ち帰らせていただき、整理をさせていただいた後に、また改めて皆様のところにご報告させていただいて、議論させていただければというふうに思います。

議会の扱いについては、一度預からせていただきます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、第16条に見直し規定をこの格好で入れさせていただきます、解説の文章もこのように追記をさせていただきますので、ご了解ください。

伴いまして、最後のページ、条項ずれで第17条となっておりますので、あわせて修正をさせていただきます。

続きまして、前文の中に盛り込むという点につきましては、先ほど進捗を報告させていただきましたが、何分、今整理をしておる途中でございますので、この件につきましては、もう少し整うまでお待ちいただければというふうに考えているところでございます。

12番、第15条、顕彰に関連して少し整理をかけてはどうかということで、本日資料を用意させていただき、理事者からもご説明をいただいたところでございます。

この件につきまして、ご意見等ございます方、挙手にてお願いをいたします。

○ 中川雅晶委員

これ、市議会のほうのスポーツ激励金ですけど、これは最初から議会費を予算要求するときから、このスポーツ激励金という形で計上されているのかどうか。

○ 樋口龍馬委員長

これは交際費で……。

○ 中川雅晶委員

交際費で計上されている。

○ 樋口龍馬委員長

はい。上がっていたかと思います。

○ 中川雅晶委員

交際費の中で予算要求をして、これは議会が議会の中でスポーツ激励金という形でこういう金額を設定してお渡しさせていただくというような内規になっているわけですね。

例えば、これをなくしたとしても、交際費としては変更があるということではないということですか。

○ 樋口龍馬委員長

これについては総務常任委員会の担当にはなってくるんですけども、現状についてということであれば、この激励金規定と交際費の考え方についてという資料を請求させていただき、取り寄せることは可能かと思います。

○ 中川雅晶委員

ということは、例えばスポーツ激励金と市のスポーツ表彰の体系のスポーツ激励金交付基準を合体させようと思っても、それはなかなか難しい話になってくるのかどうかだけちよつと確認をしたかったんです。

例えば、スポーツ激励金を市議会へ上げましょうと、議会費からじゃなくて、こっちの予算をもう少し充実しましょうといっても、それはなかなか論理的には合わない話かどうかというのを確認したかったんですが。

○ 樋口龍馬委員長

それについては、多分答えを出せる人はこの場にはいないのかなというふうには思うところなんですけれども、今言われた疑問の部分を少しこちらのほうで理事者側に確認させていただいて、整理したものを次回提案させていただくという形でよろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

はい。お願いします。

○ 樋口龍馬委員長

そのように考え方を整理させていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

○ 森川 慎委員

市議会の激励金のほうなんですけれども、先ほどの理事者からの説明のときも出ましたけれども、野球との差というのは改めていくなり根拠なりというのはしっかり示していかなかんのかなと思うんですが。

○ 樋口龍馬委員長

これについては、議会事務局の運営費の中になってまいります。先ほど来申しておりますように、これは総務常任委員会の所管部分となってまいりますので、これは個別に調査研究をしていただくという形になろうかと思えます。予算の内容に踏み込んだ議論はこの

場では避けたいというふうに思いますので、そのように整理をお願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 土井数馬委員

市のほうはこういうふうにしちつとした規定がありますけれども、議会のほうは交際費でね。だから、団体が優勝したり何かすると来賓応接室に来ますわね。そのとき手ぶらで行くわけにいかんやないですか。やはり議会としてもそういう理由で、こういうのがあるんじゃないかなと思いますので、これを中川委員が言うように、向こうへ全部持っていってしまうと、ちょっとなかなか考えづらいかたと私自身はそう思いましたけれども。

以上でございます。意見です。

○ 樋口龍馬委員長

ご意見を賜りました。そのことも含めて整理をさせていただき、皆様に調査の内容について披瀝したいというふうに考えております。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

この項につきましては、さまざまな顕彰の方法について検討がなされたところでございます。これからの議論という点、ちょっと条例という点に照らしていうと、難しいところがあるのかなというふうに、自分自身は聞いていて感じたところでございます。

例えば、この条例中で激励金の額を決めていこうというのも非常に難しいところでございますし、ただ、これが教育民生常任委員会のマターに戻っていったときにどのように扱っていただくかであったり、例えば早川委員から、活躍された選手のプレートを体育施設に残していくような顕彰の仕方はできないのか等々、非常に楽しいというか画期的な意見も出てきたと思います。

それらのことを踏まえて、今後の皆様の議員活動の中でスポーツにかかわる方たちの顕彰についてというのは課題として捉えていただき、活動の中に生かしていただくというのが適当であるのかなというふうに委員長としては考えるところでございます。

この件につきまして違う整理を求めるということでありましたら、また改めて提案していただければ、特別委員会の中でもんでいきたいというふうに思いますので、一旦この整理をさせていただき、この件につきましては終結をさせていただきたいというふうに考えます。

よろしく願いをいたします。

では、続きまして、この12項目以外の部分で逐条解説を含めた部分、ご意見等ございましたら、願いをいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

これ、全般の項を扱ってもらっているということですね。

○ 樋口龍馬委員長

はい。全般の項を扱っております。

○ 笹岡秀太郎委員

何回目かの議員政策研究会やったか、あるいはここの場やったかちょっと忘れたけど、障害者に対する文言というのを盛り込んでいただきたいという意見があったと思うんだけど、ちょっと見ておると、その対応がどこにあるのかなど。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

その点につきましてですけれども、これは正副委員長での整理でございまして、その市民全ての中に障害者というのは含まれるのではないかということで、特出しをしない形を今回とらせていただいております。大きく触れるということはしていないんですけれども、もちろん、皆様の中で特出しをするということの必要性があれば、整理をしていきたいというふうに思います。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

第9条のスポーツ施設の整備の部分の中に、障害者の利便性の向上を図るようというふうに一言ございます。その障害者スポーツの振興、推進をかけていくってどういうことなのかなという考え方をしていく中で、一番は施設の整備になってくるのではないかとという整理をさせていただいたところで、あとは障害者の方も市民であるという整理で、全般にわたって障害者についても語っているんだよという整理をさせていただいたんですけれども、あえての特出しをしたほうがいいということであれば、改めてこの委員会の中で皆さんでもみたいと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

ご意見出されたところで整理されておるのであれば、それで結構です。県の条例では特出ししておるもんでね。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

○ 早川新平委員

第12条の解説でも、競技水準の向上について明記しています。オリンピックなどの国際大会、やっぱりそこをやるんやったら、オリンピック、パラリンピックとしないと。ここを出ておるんやったら、やっぱり、第9条で言ったんでええやろうというのはちょっと、これでいいのかな。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

今、ご意見をいただきました。

○ 早川新平委員

丁寧なことをやっておかんと。

○ 樋口龍馬委員長



そうですね。第15条の顕彰でもオリンピックなどのという表現にとどまっておりますので、こういったところにも、先ほど言われたような、解説に「パラリンピック」の一言を加えさせていただく等の修正を行っていきたいと考えます。

また、その他の解説の部分においても特出しして表記したほうが良いと思われる部分がありましたら、私どものほうで一度整理をさせていただき、改めて示させていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

これはちょっと理事者のほうに確認させていただきたいという思いがあるので、よろしいでしょうかね。

○ 樋口龍馬委員長

お願いします。

○ 笹岡秀太郎委員

第12条の競技水準の向上のところで、一つは理事者に必要な施策を講じることとして、計画的な育成とトップアスリートを育成する仕組みの構築というのを市の責務としてうたっているんだけど、これ、具体的に例えば行政ができることって、イメージとしてどのように受け取ります。

それができるんですかという意味も込めて、聞いているんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

改めてご質問をいただいています。

○ 川森スポーツ課長

第12条のところでよろしかったですね。

トップアスリートの育成ということで、これも従来から行政として何ができるんだという事は、常にずっと話をしています。

国であったり県であったり、さまざまな選手を直接的に発掘して、あるいは直接的に招

待をしてというような形で選手の強化を図ってきているというような状況があるという中で、市はどうかといいますと、市としては、それぞれの競技力を持っている、そういった子供たちが具体的にいろんな形でスポーツに取り組んでいく、その過程において、さまざまなものが多分あるのであろうというふうには思います。

ただ、個人に対して、いろんな形でそういった育成を図っていくということについては非常に難しいのではないのかなというふうには感じます。ただ、いろんな形で支援の方法というのは、今後考えていかなきゃならないな。例えば、仮にサッカーで四日市市を代表するような選手を競技団体として育成するというふうな取り組みを計画したとします。それに対して、市として何らかの形の育成ができるのかどうか、そういったものを今後は検討していく必要があるのではないかなというふうには感じております。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございます。

ここでは特出しで年齢に応じたということになっておるんやけど、物すごい細かい施策を行政が組んでもらうことになるので、これは大変なことになるのかなという思いがするので、これ、感想を一つね。

次、2項目、これは前回も言わせていただいたけど、ドーピングの防止とか、あるいは事故防止の啓発及びスポーツドクター等の活用の促進って、これも市の仕事として課せられることになるんだけど、具体的にこれもイメージとしてどのように捉えている、ということができそうなんだってことあります。

#### ○ 川森スポーツ課長

これに関しても前回の中でお話が出ていたかなというふうに思いますけれども、こういったことをすればドーピングにひっかかってくるんだよというようなことがいろいろ言われていると思います。

ただ、私どもとしましては、個々具体的にこういう薬にはこういうものが含まれているから、それはドーピングでひっかかりますよとか、そんな指導というのはなかなかできないというふうに思います。私どもができるのは、結果ドーピングをやることによって、こういった事態を招いてしまいますよといった、そういった啓発的なもの、あるいは指導者の方には、逆に言うと、よく指導者の方ですと使われるような、筋肉増強剤等々、こうい

ったものについての使用については十分注意をするというような呼びかけはやっていかなければならないだろうなというふうには、それはあくまでも啓発という意味でのことでございます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

あくまでも主体的な取り組みでなく、行政、市ができるというスタンスでの対応しか、多分できないなという気がするので、余り重くこれは課さないほうがいいのかという気がするのと、もう一つ、先ほど、この会議が始まる前に、冒頭に言いましたけど、国の責務として、しっかりとやってもらう部分などもここに入ってきているんじゃないかなと。例えば、今回の条例の素案の検討していただく中で1番のところの、人格形成、人間性の育成って、これまで市のほうにこの仕事を課すとなると、大変なことになるし、国がやっておる仕事でさえ、不祥事が起きるとい状況の中で、どこまで市がその責務を負えるかなという不安があるので、余りこれを市の責務に置かないほうがいいのかという気がするので、意見として申し添えます。

#### ○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

また、後ほどご案内させていただくところなんですけど、7月15日の次回委員会の際に専門的知見の活用ということで、早速代表者会議を通して議決を経た後ということになります。その議決が賜れば、専門的知見の活用で先生をこちらにお招きする予定でございます。その中でぜひ、先進的な事例も含めてご披露いただけるように、議決の後には先生に一言添えまして、国の責務、市の責務、指導者の責務というのをどういうふうに整理しながらドーピングについて考えるんだ、スポーツドクターの活用についてどうなんだということも発表していただくようにしたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

ご意見賜りました。

#### ○ 萩須智之委員

先般からドーピングの話が出てるんですが、ドーピングがだめだということは当然もう啓蒙していただかないかんで、そういうざっくりしたものと、例えば競技団体によって違

うんですが、全世界ランキング30位に入ると抜き打ちの検査がいつ来るかわからないんです。ですから、こう置いてあるものをぱっととって飲むということができなくなるんですね。そういう教育は各競技団体がもう既にやっていますので、そういう専門性のすごく要求されるドーピング教育と、一般の人にドーピングはあきませんよというのとやっぱり分けて考えていくと、市はざっくりこういう感じでということで、笹岡委員が心配されるのは、多分物すごい難しいところまで教育というのは大変になると思いますので、それこそ今委員長が言われた専門的知見でどういう取り組みが適当なのかというのをいただけたらいいかなと思います。

意外と競技団体でもう教育はやっています。済みません。

#### ○ 樋口龍馬委員長

ご意見として賜っておきます。

他にございますでしょうか。

#### ○ 早川新平委員

さっきの市議会の激励金の件、各種団体でいい成績をとって表敬へ来ると、やっぱり団体の活動としてお金欲しいんやな。そういう意味で来るのが、レスリングも結構それが多かった。大会のため東京へ行くとその足は全部自腹になるので、そういった意味で来ているというのが、僕は実態やと思うておるんですけど、バレーボール協会はどうなのかな。

だから、現実、そののところ、こちらは気持ちとして出すんやけど、各種団体の表敬へ来る人っていうのはやっぱり切実な思いで、たとえ5千円でも1万円でもクラブにいただかなあかんということをやっぱり理解しておいてやらんと、現実そうですよね。

だから、そういったところが、これだけやったらええやないかという問題やなしに、気持ちは気持ちでいいんやけれども、また5千円でも一生懸命、選手にとって、団体なりクラブで活用したいというのが現実なんや、それ、理事者も一緒やと思うんやけど、そのところをやっぱり理解してやらんと。やっていない人、余りわからんのでね。報償金として出すんやというんやなしに活動費として一助になればということで現実に来ているので、ある程度のところはちょっと規定をしていかなあかんのかな。中川委員がおっしゃったようにな、そのところは。

## ○ 中川雅晶委員

この激励金ですけど、私の思いはどちらかというと、市のスポーツ激励金の交付に一元化していくことのほうがいいのかと私は思っているんです。

この四日市市の交付基準が他市に比べてどうかという議論もあると思うんですが、ただ、あくまでも議会費の交際費で計上しておるので、別にスポーツ激励金のために計上しているわけではないので、じゃ、これを一元化したからといって、ここの金額が変わるかどうかって別の話やとは思いますが、できれば市は1本で、じゃないと、教育委員会とか市長にきた人と、市長と議会にきた人と差が出るというのが現実じゃないかなと思うので、僕は市長であろうが議長であろうが、また、市長、議長一緒であろうが、僕は同じにしていくべきなのかなと。

競技の内容によって差があるということや、どういうふうに設けるのかという議論もしていかなきゃいけないし、結構スポーツ選手は市をまたいで学校に行っているんで、何々市はどんだけとか何々市はどんだけとかってよく知っていますので、条例を持ってやるのであれば、なるべく遜色ない、四日市は三重県の中でもしっかりとしたスポーツ激励金を整理する必要があるのではないかなという思いで言わせていただいたんですけど、委員長はこれをいじり始めると大変なことになるのでとおっしゃいましたが、条例の中には入れられなかったとしても、ぜひ、その辺もちょっと精査して、条例の上程と同時にそういう問題提起をするなり、所管の委員会に問題提起するなりしていただければいいかなというふうに思いますので、お計らいよろしく願いいたします。

## ○ 樋口龍馬委員長

条例の調査をかけていく範囲の中であれば、調査項目として扱うことは可能なのかなというふうに、今伺いながら思っているところであります。

教育民生常任委員会であったり、総務常任委員会の委員会の権限を侵さない範囲の中において調査をかけながら、一体我々が特別委員会として何ができるのかというところについては、私のほうで整理をかけながら、やらせていただきたいなというふうに考えますが、よろしいでしょうか。

## ○ 中川雅晶委員

はい。

○ 樋口龍馬委員長

その形で進めさせていただきます。

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

第13条の第2項なんですけれども、「市は、指導者等及びトップアスリートが、その有する能力を幅広くスポーツ活動に生かすことができるよう環境の整備に努めるものとする。」とあるんですけれども、理事者のほうに聞きたいのは、環境の整備というと、全ての競技に対して公式競技ができるような環境整備をしようとするとなかなかお金がかかりますよね。オリンピック競技ができるような施設をばんばんつくっていかなあかんのかなというイメージがあると思うんですけど、その辺、市はどういう認識でいるのか、お尋ねしたいんですけれども。

○ 樋口龍馬委員長

科目といたしましては、指導者の確保及び育成という部分でございます。

○ 川森スポーツ課長

第13条の第2項でございますね。私どもはこの部分につきましては、ハードとは捉えていなくて、ソフトだというふうに捉えております。

したがって、例えばトップアスリートの方が現役生活を終えられて、仮に四日市市に戻って生活をされるような、そういったことがあるとすると、そういう人たちを活用して、スポーツに生かせるような環境整備に努めるものというふうに読むのかなと理解したんですが、ただ、この部分について、今回の一般質問の中にもございましたけれども、私どもとしましては、非常に難しいものはあるなというふうには感じております。

ただ、間違いなく四日市からトップアスリートというのが生まれてきているわけですから、そういった人たちが本当に戻ってきたときに、せっかくのそういった技能というのを生かすことは当然考えていかなきゃいけないだろうというふうには思いますので、それがどういったもので生かしていけるのかというのは、申しわけございませんが、きょうはちょっとお答えすることはできませんが、今後の課題だろうというふうに考えておりますし、

契約の中で何らかの形でやっていけるように研究していかなきゃいけないなというふうには考えているところでございます。

○ 森 康哲委員

そうするなら、ソフト面だけというのがわかるような文言も入れる必要はあると思うんですけど、これはどこから拾っていけばいいですかね。ハード面じゃないんだよという。

○ 樋口龍馬委員長

そこは読み方の解釈をどこまで絞っていくかという議論になってきていると思うんですけども、例えば本当にオリンピックでばんばん金メダルをとる選手がいたら、ハードも整備せなあかんのじゃないかなと僕は思うんですけども、その選手のどこまでなのかという、たればになっちゃうんですが、例えば内村航平さんがいるのに練習する体育館がないと、そらつくらなあかんよねという話や、浅田真央さんおるのにスケートリンクがないと、それはつくらなあかんよねという話やと思うんです。

○ 森 康哲委員

それが市でやるレベルの話なのか、県か国かというところにも行くと思うんですけども、市でやれる範囲内の条例ということであれば、その辺のすみ分けは必要なんじゃないかなと思うんですけども。

○ 樋口龍馬委員長

ソフトにとどめると、ここで明記してしまうのはちょっと絞り過ぎるのかなという気がする反面、森委員の言われる、市が全ての整備をするのかというところについては、すべからくそうではないと思いますので、国の制度や県の制度を使ってやることも市のことなのであればとか、財政的な担保も含めて、誤解のないような表現に移行させていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 樋口龍馬委員長

そのような整理をかけてさせていただきます。

○ 太田紀子委員

私も森委員と同じように、これはハードの面ととっていたもので、今ソフトと言われたときに、理事者からの説明を聞いたときに、ちょっとこれでは、とりようによってはどうでもとれると言ってしまうえばそれまでなんでしょうけれども、やっぱりちょっとこれ、表現をよっぽど吟味して考えないと、市がそこまで面倒見るの、責任あるのという話にもなりかねないと思うもので、その文章というか、内容をよく吟味してもらいたいなと思っています。

意見です。

○ 樋口龍馬委員長

ご意見として賜ります。

○ 荻須智之委員

済みません、全く反対なんです。これにかけておりましたところで。

実は各競技、公式競技場というのに公認制度があるわけではないんです。今回、体育館ができるのと相当な競技でそれをクリアできると。クリアできていないのは、陸上の第一種と水泳競技場ですね。公認制度というのがあるって、その公認施設でないと公式大会ができないんです。ただ、ほかの競技はそこまで場所にこだわっているという競技は少ないので、これは全部が一種の国際大会できる競技場をつくるという意味ではないというふうに捉えていただけたらと思いますし、少なくとも競技場が公認公式でもなくても、ゼロというのはまずいなという点では、やはり整備、ハード面もある程度酌んでおいていただきたいなと思います。

ただ、森議員がおっしゃるように、全部の競技にすごいものをつくるとかというふうに拡大解釈されるというのをとめる何かがあってもいいかなとは思っていますので。

以上です。



○ 樋口龍馬委員長

ソフトだけでない、ハードだけでないということで整理はさせていただきます。

○ 森 康哲委員

萩須委員のおっしゃるのもわかるんですけども、四日市ドームをつくったときの経緯をひもといていくと、あれは公式競技をわざとできないようにつくったんですね。なぜかという、全ての市民の方に使ってほしいから、公式競技を入れてしまうと、その分、いろんな全国規模の大会で市民が使えない日が多くとられてしまうと、そういう面も考慮して、わざと公式競技をできない範囲内で建設したというのも聞いております。

そういう意味で、条例の一番最初の前文のところにありますように、全ての人が携われるスポーツというところを読み取ると、やはりトップアスリートというところの焦点よりは一番皆さんが使えるような施設というところを目指した条例の文言にしていってほしいというのが私はいいと思うんですけども、意見としてお願いします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

まず、その全てを一つの文章の中で包含するというのは、難しいところはあろうかと思いますが、場合によっては条項を分けたりしながら、整理をかけていきたいというふうに思いますので、引き続きご意見、ご指導賜ればというふうに考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

森委員の言われるところを強くしておかないと、県が、県のやるべき仕事を市がやってくれておるからもうええわというようなことでは絶対いかなので、その辺はやっぱりきちんとしっかりと市のやるべきことと県がやるべきこと、国がやるべきことを見据えてやらんとまずいかなと。四日市の力でできるんやないかと言われても、これはいかなので。

反対に、県や国の施設ができるように働きかけるような文言も反対に入れたってええのかもわからんけど、それはあえて言いませんけれども、それぐらいの気持ちで、余り四日市の財政力でやるぞという意思表示は示さんほうがええと思うんやけど。

○ 樋口龍馬委員長

その点につきましては、もう5年ほど前からずっと、国体関連施設整備を行うという段階から、今の川村議長も強く言ってみえるところですので、しっかりと意思として盛り込みながら、市だけの単独財政でやるのではないということも含められるようであれば、検討していきたいと思っておりますし、また、そういったものが完成いたしましたら、ぜひもんでいただいて、よりよいものになるようにご意見賜ればと思います。

他にございますでしょうか。

(なし)

## ○ 樋口龍馬委員長

特段ないようでしたら、一度ここで閉じさせていただきたいと思っております。きょう出させていただいて、これで終わりということでないというのは、いつもお話しさせていただいておりますように、パブリックコメントまでもまだまだ時間がありますし、その中で皆様からご意見をいただきたいと思いますので、この逐条解説等につきましては、ぜひ熟読いただきまして、ご意見を集約させていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

続きまして、行政視察について確認をしたいと思っております。

お手元に行政視察の行程表がございますので、ご確認をお願いいたします。

先般、大変ご無理を申しまして、8月2日の日程も押さえさせていただいたところがございます。本日こちらにご参集の皆様には参加できる、できないも含めまして、ご確認をさせていただきたいというふうに考えております。

8月2日朝8時50分に近鉄四日市を出まして、新潟市のアルビレックスを視察させていただきます。こちらはビッグスワンという新潟の大きなスタジアムで、アルビレックスの社長自身にご説明をいただけるという形になっております。アルビレックスなんですけれども、サッカーのイメージが非常に強いんですが、アルビレックスっていっぱい会社があって、それぞれがそれぞれのスポーツについて特化して、運動、発信を行っているところがございます。総合型の最も進んだ形の一つであるというところを捉えまして、視察先として選定をさせていただいております。

視察を終えました後、新潟市で一泊をいたしまして、翌日熊谷市に移動をいたします。これはスポーツ振興まちづくり条例という議員提案の条例でございます。この議員提案の条例を発議した議員さんから直接意見を聞き取ることで、我々特別委員会の今後につなげ

ていきたいというふうに考えているところでございます。

その後、前橋市に宿泊をいたしまして、前橋市のほうで、地域スポーツコミッションについて研究をさせていただきたいというふうに考えております。スポーツコミッションの運動というのは札幌市であったり、宇都宮市であったり、さまざまなところがあるんですけども、今回は距離的な問題であったり、取り組みの内容、そして、市の規模、中核市として非常に近いところでございますので、このあたりを勘案して前橋市を選定させていただいております。

また、前橋市はスポーツコミッション、まだ取り組み始めたばかりでございまして、このあたりも非常に近い感覚で物が聞けるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

こちらの視察なんですけど、参加ができないという方は今おみえになりますでしょうか。早川委員は公務があるということで、少しおくれておみえになるというふうに伺っております。

他の方で参加が難しい方。

○ 土井数馬委員

ちょっとまだ未定ということで。

○ 樋口龍馬委員長

わかりました。

土井委員と早川委員以外の部分につきましては、この行程で手配を進めさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように進めさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

早川委員はご公務がございまして、その部分を勘案した別の行程を組ませていただきますので、よろしくお願いをいたします。

では、最後に今後の日程でございますが、前回確認をさせていただいております7月15日金曜日午後1時30分よりこの場所にてということでございます。内容につきましては、まだ議決を賜っていない部分でございますが、きょう皆様からご了解をいただきました専門的知見の活用を予定しておりますので、ご了解ください。

この専門的知見の活用につきましては、せっかく先生をお招きするものでございまして、この特別委員会のみにかかわらず、全てのメンバーに対して周知を行いながら進めてまいりたいというふうに思いますが、その形でよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように諮らせていただきます。

あと、今回の行政視察なんですけど、2泊になりまして、やはり特別委員会の中での枠組みを大切にしていきたいという思いから、2日間とも夕食は一緒にさせていただいてもよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

熊谷市での昼食なんですけど、こちらについてはどうしましょう。皆さん一緒にやらせていただくのか、ばらばらでやらせていただくのか。

昼食についてもご一緒にということでよろしいでしょうか。

1杯380円ぐらいの高級中華か何かを用意しておきますので、よろしくお願い致します。

では、本当にきょうは大変お忙しい中、ありがとうございました。

もう一点、ごめんなさい。熊谷一高崎間なんですけど、大変に時間がかかる行程となっておりますが、これは旅費規程上、特別急行を使えない区間となっております。ただ、もし

皆様のご希望が集まるのであれば、持ち出しになってしまう部分はあるんですが、視察の日当の中から特急券を手配させていただくということが可能となります。

この件につきまして、特急券を手配するという事に反対の方ってお見えになりますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

はい。自由席であれば、大変にお安い金額となっております、千円以下で特急券が準備できますので、自由席を準備させていただくという形で、恐れ入りますが、日当のほうから引き去りをさせていただきたいというふう存じます。

ありがとうございました。以上で全部終了でございます。本当にありがとうございました。

15 : 15 閉議